平成２４年（フ）第８８７号
さいたま市中央区本町西４丁目９番11―101号
債務者　佐久間　斎
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００７号
さいたま市南区太田窪２丁目18番11号　サンレジデンス浦和105号
債務者　高場加恵美
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００８号
埼玉県川口市柳崎５丁目４番20号　コーポ丸山10号
債務者　大島のり子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７５号
埼玉県草加市新里町203番地２　Ｐｌａｃｅ　ｄｅ　Ｐｌａｇｅ　Ｖ―102号
債務者　土屋　仁志
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
埼玉県富士見市大字水子4650番地６　第１田中荘201
債務者　平井　三男
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７２号
埼玉県入間市高倉１丁目３番５号
債務者　岩渕　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７９号
埼玉県川越市氷川町150番地４　氷川ハイツ201号室
債務者　林　　順子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１８６号
埼玉県比企郡嵐山町大字廣野756番地243
債務者　植原　亜子
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２３３号
埼玉県熊谷市上根618番地
債務者　市川　里恵
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２４９号
埼玉県熊谷市石原1336番地５
債務者　荒井　正巳
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６９号
埼玉県深谷市東方3738番地18
債務者　髙田　英幸
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２７７号
埼玉県東松山市若松町１丁目８番１号　市営若松団地１―403
債務者　浅井　　洋
1　決定年月日時　平成24年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第８４号
岡山県津山市坪井町46番地１
債務者　川村　史恵
1　決定年月日時　平成24年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第８９号
岡山県美作市湯郷652番地
債務者　小川　允清
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第４０号
福岡県大牟田市日出町２丁目３番地10　中村方
債務者　早川　洋子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第４４号
福岡県大牟田市宮原町１丁目10番地２　スカイコーポＢ―１号
債務者　釘本眞佐子
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第７３号
栃木県佐野市植上町1325番地　うえのタウンファミール15号
債務者　清水　文枝
1　決定年月日時　平成24年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部